

■愛荘町議会議事録

お問合せ先 議会事務局 電話番号42-7670

開催月を変更する



移動

開催日:1日目

平成21年第6回愛荘町議会臨時会

1日目(平成21年10月23日)

開会:午前11時29分 閉会:午後1時2分

議会日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第75号 愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第76号 愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する |
| 日程第 5 | 議案第77号 平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第7号) |
| 日程第 6 | 議案第78号 平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第 7 | 議案第79号 平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号) |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議提第 4号 事務検査に関する決議

出席議員(15名)

- 1番 辰己 保
- 2番 上林 貞
- 3番 珠久清次
- 4番 西澤久仁雄
- 5番 河村善一
- 6番 本田秀樹
- 7番 小川 喬

8番 久保田九右衛門

9番 森 隆一

10番 吉岡ゑみ子

12番 小杉和子

13番 瀧 すみ江

14番 水野清文

15番 宇野義美

16番 竹中秀夫

欠席議員(1名)

11番 森野榮次郎

◎開会の宣告

○議長(竹中秀夫君)平成21年第6回愛荘町議会臨時会を開会するにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

朝夕めっきり冷えるようになり、紅葉の時期を迎えるとする季節に、議員各位にはお忙しい中、本臨時会にご出席いただき、高齢からではございますが、厚くお礼を申し上げます。

さて、本臨時会は、議案5件についてご審議をいただくことになっております。よろしくお願ひ申し上げまして、開会にあたりましてのあいさつといたします。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しております。

よって、平成21年第6回愛荘町議会臨時会は成立したので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(竹中秀夫君)これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(竹中秀夫君)本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(竹中秀夫君)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、吉岡ゑみ子君、12番、小杉和子君を指名します。

◎会期の決定

○議長(竹中秀夫君)日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お詫びします。本期臨時会の会期は、本日の1日のみとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日のみと決定しました。

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第3議案第75号、愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する議案を議題とします。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長（村西俊雄君）議案第75号、愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由を説明申し上げます。

まず、このたび惹起いたしました緊急経済対策住宅リフォーム促進事業補助金にかかる愛荘町管理職員による不正受給事案、ならびに秦荘中学校で発生いたしました柔道部部活動中の中学生死亡事故につきましては、町民の皆さんをはじめ関係者の皆さんに、多大のご心配、ご迷惑をおかけいたしましたことに対し、誠に申し訳なくお詫びいたします。

特に、秦荘中学校で発生いたしました柔道部の事故につきましては、安全であるべき学校でこのような事態を招きましたことは誠に申し訳なく、痛恨の極みでございます。改めて、亡くなられた村川康嗣さんのご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご家族の皆さんに衷心よりお悔やみ申し上げ、心からお詫び申し上げます。今後、職員の不祥事に関しましては、再発防止を期し、綱紀の肅正、職員研修やチェック体制の強化を図ってまいりたいと考えております。また、学校における部活動中の事故に関しましては、事故発生の反省を踏まえ、部活動のあり方などにつきまして広く意見を聞くなど、二度とこのような事故が発生することがないよう、町教育委員会・学校関係者ともども十分議論を尽くし、対策を考えてまいる所存でございます。

今回、これらの事案に対し、管理監督者として思い責任を痛感いたしており、その一端として、町長・副町長・教育長の給料の月額を減じることといたしました。町長につきましては、責任の度合いを勘案しつつ、平成21年11月1日から平成22年3月4日までの約4ヵ月間、また副町長につきましては、平成21年11月1日から平成22年1月31日までの3ヵ月間、給料の月額を100分の10減じた額とするものでございます。何とぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（竹中秀夫君）これより質疑に入ります。質疑ありませんか。6番、本田君。

○6番（本田秀樹君）6番、本田秀樹。質疑をさせていただきます。

先の全員協議会の中でも、いろいろとお話がありましたけれども、まず、同じことの繰り返しとなります。責任の度合いによって、この3段階ということになったことはお聞きしましたし、またその10%が本当に適正であるのかないのかというのも、私たち議員は物差しで計ることもできませんが、その10%にした町長の思いを再度お聞きしたいと思いますので、ご答弁をよろしくお願ひいたします。

議長（竹中秀夫君）町長。

○町長（村西俊雄君）私ども特別職の給料減額につきましては、地方公務員法の適用がないところでありますけれども、こういう自主的な返還を、気持ちとして持っているわけでございますが、これが寄附行為にあたるということから、条例の改正をお願いをしているところでございます。

10分の1、そして、さらに期間と額を減じる率とにおいて、いろいろな判断はあるところでございますけれども、他町での取り扱い等勘案しながら、自主的に私どもが判断をさせていただいたところでございます。基準といっては何もないわけですから、思いの一端として特別職で相談をさせていただきながら、このように提案をさせていただいたところでございます。何とぞ、ご理解賜ればありがたいところです。

○議長（竹中秀夫君）ほかにございませんか。14番、水野君。

○14番（水野清文君）水野でございます。その不祥事の、大変誠に遺憾なことで、私ども議員も大変残念に思ってあるところでございます。

その経過を聞きますと、担当課長の直接リフォーム工事をしたということで、今回このリフォーム制度の補助金ということで、20万円が上限額でございますけれど、その過程において、管理職の会議、また、そういった指導の中で、職員はできるだけ住民サービスということから、経済対策ということでございますけれど、住民の皆さんからのご要望を聞いたうえで、最終的にどうしてもなければ、職員も同じ住民ではありますけれど、やはり、そこは一步控えて職員という立場から、住民の皆さんを優先的にこの制度を利用していただくとい

ことか基本的ではないかと思いま タケイと、セツイツのことの管理者としての責任は、ラ日まで経過としてどのように説明されたのか、お伺いしたいと思っております。

○議長(竹中秀夫君)町長。

○町長(村西俊雄君)今般の住宅リフォームの補助金制度につきましては、広く住民の皆さんにご活用いただくということで制度を設計したわけでございますが、請求権は、これは私も、またそれぞれの職員も請求権としてはあるわけでございますけれども、こういうことに携わっている者が、まずは住民を優先して活用していくだよくということについては、議員ご指摘のとおりかと思います。

今回、予算措置等において不足した部分もあるわけですが、今回のこういった事件を教訓に、今後とも住民の皆さん全体に奉仕する立場としての我々の立場を十分理解しながら対処してまいりたいというふうに思っております。

○議長(竹中秀夫君)ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)ないようですので、これで質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第75号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第75号、愛荘町特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

◎議案第76号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第4議案第76号、愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

[町長村西俊雄君登壇]

○町長(村西俊雄君)議案第76号、愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

先の案件の特別職の給料減額について述べさせていただきましたように、今回発生いたしました秦荘中学校柔道部活動中の事故につきまして、管理監督者として、その責任は重く、教育長の給料の月額を、平成21年11月1日から平成21年12月31日までの2ヶ月間、100分の10減じた額とさせていただくものでございます。何とぞご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。今、町長からご説明ありましたように、教育長さんにはそれなりの処分を行うと、その下の課長さんと言いますか、その訓告とか注意とか、そういう処分はないのですか。お伺いいたします。

○議長(竹中秀夫君)副町長。

○副町長(宇野一雄君)それでは、お答えをいたします。

今回、教育長の給料を減額するということで、一定自主返納的な条例改正をお願いしたわけですが、まずは

ナメルノリツアハシテイヨシ、ナメルノリツアハシテノリタヒテイヨリ。

校長先生につきましては、県費支弁職員でございまして、県がやるということでございまして、今回、学校長本人が顛末書の提出があったということを聞いておりますが、まずは懲戒処分あるいは分限処分かどうかということを県は判断するわけでございますが、今回の事故が管理職でどのような過失、いわゆる落ち度があり、その度合いがどれくらいだったかを判断する必要があるということでございます。

それには、警察はもとより検察の捜査を踏まえて、懲戒あるいは分限の処分を決定するということでございますので、まずは校長の処分を見たあと、職員、いわゆるライン職でございますが、教育次長なり学校教育課長につきましては、それぞれの判断のもとに処分を下してまいりたいというように思っております。

○議長(竹中秀夫君)ほかにございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第76号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第76号、愛荘町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決しました。

◎議案第77号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第5議案第77号、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務主監。

[総務主監細江新市君登壇]

○総務主監(細江新市君)それでは、議案第77号、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)につきまして説明を申し上げます。

平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ846万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億4,323万9,000円とするものでございます。

事項別明細につきましては、6ページからでございます。まず、歳入の関係でございますが、前年度繰越金といたしまして111万4,000円を充てさせていただくものでございます。

雑入につきましては、総務費雑入734万8,000円を追加をさせていただきました。これにつきましては、湖東定住自立圏、彦根それから犬上郡・本町と1市4町でもって形成をいたしました湖東定住自立圏の推進協議会を設置させていただくその協議会から、本町の配分枠を受けるものでございます。

次に、7ページの歳出の関係ですけれども、総務管理費の企画費の工事費といたしまして、ただいま申し上げました交付金を活用いたしまして、自治会・むら自慢表示板の設置工事を行う予定でございます。それから、次、社会福祉費の関係では、介護保険費の繰出金といたしまして介護保険事業特別会計への繰出金として、86万9,000円を追加いたしました。

次に、教育費の社会教育費図書館費につきましては、秦荘の図書館のトイレの水道において亀裂が生じましたので、その修繕料1,141,000円を追加をさせます。この度は、トスノゴー審

議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番、辰己君

○1番(辰己保君)1番、辰己。定住自立圏推進協議会交付金について質疑を行います。

この交付金は、もう既におりているのかどうかということを、まずは確認をさせていただきたい。というのは、8月の確か下旬だったか、9月、ちょっと日は定かではないんですが、新聞報道によると、その未執行における交付金は返上してもらうというふうな趣旨の記事が載っていたわけです。9月の議会で形成協定を締結して、交付金がおりてくるという手順であったはずなので、あえて未執行であったはずなので、それがその交付金がおりたのかどうかということをまず確認をしなければならないと思います。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)たたいまの辰己議員の質問にお答えをいたしたいと思います。

今ほど、歳入で見ております湖東定住自立圏推進協議会の交付金でございますが、結論から言いますと、まだ歳入に入っておりません。と言いますのは、それともう1つ、後ほどのことについてもお答えをしたいと思います。

この交付金の734万8,000円につきましては、彦根市が今年度、本町もいただきましたが、国から地域活性化経済危機対策臨時交付金というものを国が交付したわけでございますが、その定住自立圏を組織する中心市に対して、その定住自立圏の推進のための割増分ということで、彦根市に6,137万5,000円の割増交付を受けたものでございます。

その額について、周辺町にも、こういった対策をとるようにということもあって、その本町分が734万8,000円ということで、この彦根市への交付金については既に歳入されています。ただ、この湖東定住自立圏推進協議会につきましては、まだ組織ができておりませんので、11月ぐらいに発足して、今後、その定住自立圏に関するいろいろな協議をこの会の場でしていきたいと、そのように考えております。以上です。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰己君

○1番(辰己保君)1番、辰己。ということは、確かにあくまでも8月の勉強会、そうしたことを勘案すると、形成協定を結んで1市4町の定住自立圏が形成された段階で交付金がいただけると。年度内にその交付を受けるがために、形成協定をとりあえず締結してほしいという説明であったと思います。ということは、今は割増交付を配分したんだということです。

ということは、本来、定住自立圏構想そのものの趣旨から、あの協定内容からも別段それに沿っているとは思わない。ただ、先取りをしたのかどうかはわからないけれども、とりあえず消化をしようというふうにしか感じとれない。

要するに、じゃ、その今の看板をつくられることが是か非かという問題ではなく、交付金の扱いとしての問題を論じているのであって、要するに、割増交付金を返上がせんがために、とりあえず各地域、各1市4町でなんらかの方策を講じて消化をしようというふうに取られても致し方ないのではないかというふうに私は推察するんですが、答弁をいただいておきます。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)お答えをいたします。

今ほども辰己議員があっしゃっていました、私も全協でも先にご説明をいたしました。定住自立圏の協定を結んで湖東定住自立圏としてやっていくには、国から中心市に4,000万円、そして、周辺町には平均各1,000万円が交付されるというようなことを説明してきましたけれども、今回この経済対策でいただいた、彦根市がいただいた分の本町分の割り当てにつきましては、その4,000万円・1,000万円とは別立てでございまして、これについては協定を締結して、そして今年度共生ビジョンを策定するわけでございますけれども、今年度、私ども理解しておりますのは、今年度末、来年に今までの考えでしたら、その平均1,000万円というものは交付されるであろうというようなものでございますので、今使わせていただいているこの734万8,000円分については、それぞれその定住自立協定促進の圏域づくりの準備をするための経費ということで、彦根市が割増交付を受けた分を各町がいただいて、それぞれ一般財源としてそれぞれの町で自主的な使い方をして

いる、そういうものでございます。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰己君

○1番(辰己保君)1番、辰己。今の答弁を聞いていると、共生ビジョンを、まあ言ったら、定住自立圏構想を推し進めていくための準備のために割増交付を、中心市である彦根市が受け取ったという説明になるわけです。

ということは、準備のために、割増交付を受けているわけだから、その交付金は本来なら、要するに自立圏推進協議会が立ち上がるまでは、何らかの形でプール金として、本来ならあるべき姿だと思います。今の答弁を聞いていると。要するに、準備のための準備金ですからね。ですから、それを配分することは、ちょっとおかしいと思うんですよ。

私はなぜこういうことを言うかといったら、民主党政権になって、使われていない交付金については引き揚げていただいだいますというのが、新聞紙上で載ったんですよ。だから、この割増交付金が、使わないで置いておくと、要するに、民主党政権は返していただきますよという理屈になってくるわけですよ。言えばね、私の新聞紙上の記事から読み取るとね。

しかも、今のあなたの答弁を聞いていると、とりあえず準備のための準備金として割増交付金をいただいたと言っているわけ、答弁をそういうように言ったわけですね。自立圏構想を形成していくための準備金として割増交付を受けられるわけですから。じゃあ、その各市町に配分されたのは、いったい、その共生ビジョンを進めいくうえで必要不可欠の事業を推進したということになるのかどうかという部分に発展するんですよ。ですから、その立場で僕は答弁を最終、最後ほしいです。

要するに、共生ビジョンを進めていくための市町の配分がされた。もっと言えば、その6,137万5,000円のうち1,400万円ほどが公共交通事業のためにしていただきたいとかという話になるわけですから、ですから、それが本来の姿でしょう。割増交付金の使い方は。

ですから、少しちょっと、その答弁から、あなたの答弁からして、その割増交付金の使われ方がどうであるのかということについて、答弁がいただきたい。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)今ほどのご質問でございますけれども、まず、辰己議員がおっしゃったように、それは圏域全体の定住自立圏促進のために使うべきということありますので、これも前回説明をさせていただきましたけれども、1,100万円余りについては、公共交通のいろいろな調査をしていくものに、圏域全体で使っていこうと。

ただ、この割増分につきましては、辰己議員ご心配いたいであります返却ですか、返納するよう言われることもあるんじゅないかというようなことでございますけれども、本町も既に使っております経済対策の臨時交付金の割増として彦根市へ入ったものでございまして、それを彦根市さんとしては、すべてその6,000万円余りの割増分を圏域のために使いたいというようなことでございましたけれども、1,100万円の全体的な事業に使う。

あの分については、それぞれの町で自主的に自主財源として使っていただいて差しつかえないということでございましたので、あえて私どもとしましては、こういった集落名の看板あるいは、その下に自分の村の誇りたい、自分の村の文化財、そういうものを広くアピールすることによって、定住促進が図れるという意味合いもあるというような解釈をしまして、この額について、すべてこういった表示板として使わせていただきたいというようなことで提案をしたものでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(竹中秀夫君)13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江です。昨日ですけれども、直接、政策調整室長のところに伺いました、今の質疑のことずっと来ていますけれども、定住自立圏の議案の中の関係についていろいろ詳しくお聞きしたところですが、彦根市が今説明がありました地域活性化経済危機対策臨時交付金6,137万5,000円というのを得まして、彦根市の方はこれを貯めておきたい、まあちょっと表現が違うかも知れませんけれども、基金にはできないと、そうしたくてもできないというふうなことをお聞きしたわけです。

それで、その意味合いから言ったら、この準備基金も、先ほど即座に使わないといけない性質の、愛荘町にありてきても、いけない性質のものであったのかどうか。やはり、700万円ほどの本当にお金ですから、たくさんのお金だと思います。ですから、やはり慎重に考えて検討して、住民の方にも聞いてやっていただいた方がよかったのではないか。

また、生活、本当に今失業など多くて、いろいろな福祉とか大変な状態になっているので、定住自立圏の協定事項の中に、内容にもそのような医療福祉、いろいろなことが入っていますので、そういうふうに使うということをお考えになられなかったのかどうかということを考えますのですけれども、その2点について、この臨時議会に出さなければならぬほど置いておけないお金だった、使わなければ困る、考えなければ困るお金だったのかどうかということと、暮らしとかそういう関連する方に考えられなかったのかということ2点お聞きしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)政策調整室長。

○政策調整室長(村西作雄君)お答えをいたします。

今ほど1点目に、即使わなければいけないお金だったのかというようなご質問だったと思うのですけれども、私ども、一番に感じましたのは、先ほど辰巳議員にもご説明、ご答弁させていただきましたけれども、定住促進というのですか、定住自立圏というのは、地方の定住促進を図るというのがひとつ大きなテーマでございますので、そういう意味からすると、そういう集落の看板なり、あるいは地域で誇れるもの、そういうものを町外にもアピールすることによって、地域の住民の地域アイデンティの醸成というのですか、そういうものを図っている意味からすると、一番その定住促進の意味が強いのではないかというような思いをさせていただいたもので、そういう事業に取り組もうというふうに提案させてもらったものでございます。

また、先の1番目の質問でございますけれども、既に犬上3町については、9月の定例議会で事業予算も見まして、それぞれ自分のまちの自主財源としてお使いをいたしているということもございまして、町としましても、取り急ぎ、定住促進の意味合いから、こういったものについて提案をさせていただいたというようなことでございますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長(竹中秀夫君)ほかに質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。13番、瀧すみ江君。

○13番(瀧すみ江君)13番、瀧すみ江。反対討論を行います。議案第77号、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)に対し、反対を表明します。

本議案中、湖東定住自立圏推進協議会交付金734万8,000円の歳入があり、自治会・むら自慢表示掲示板を設置するために使うという内容があります。湖東定住自立圏は、9月議会に「交付金を得るために、とりあえず形成協定を結ぶ」という拙速な提案が出されて議決しました。今回の議案も、「交付金が来たから、それを消化するためにとりあえず考えた」という経過であり、目的が先にあってお金を使うという、本来の道筋から言えば本末転倒であると考えます。また、看板自体を否定するものではありませんが、町民の暮らしに関わる部分に使う方が、優先順位が先ではないのかということを訴えまして、反対討論といたします。

○議長(竹中秀夫君)ほかに討論ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長(竹中秀夫君)これで討論を終わります。

これより、議案第77号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、平成21年度愛荘町一般会計補正予算(第7号)は、原案のとおり可決しました。

◎議案第78号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第6議案第78号、平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。農林建設主監。

(農林建設主監西沢文博君登壇)

○農林建設主監(西沢文博君)議案第78号、平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。今回の第3号補正予算は、事業費精査によります歳出の節更正をお願いするもので、予算総額に増減はございません。

9ページの事項別明細書をお開きください。歳出の公共下水道事業費の中の委託料および補償費にそれぞれ1,000万円の減額が生じてまいりますので、工事請負費を2,000万円増額いたしまして、節の更正をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。

これより、議案第78号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第78号、平成21年度愛荘町下水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決しました。

◎議案第79号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)日程第7議案第79号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。住民福祉主監。

(住民福祉主監福田俊男君登壇)

○住民福祉主監(福田俊男君)議案書の10ページ、議案第79号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)を、ご説明させていただきます。

平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ86万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億691万8,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書により説明させていただきます。13ページをお開きいただきたいと思います。この補正予算につきましては、地域包括支援センター職員の保健師が出産によります特別休暇ならびに育児休暇

取得予定による産休代替職員の雇用によります歳入歳出の調整をさせていただいたものでございます。まず、歳入でございますが、繰入金一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金といたしまして86万9,000円の追加でございます。次に歳出でございますが、総務費総務管理費一般管理費につきましては、地域包括支援センター嘱託職員の人件費といたしまして、職員手当等・共済費・賃金、合わせまして86万9,000円の追加をさせていただくものでございます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)質疑なしと認めます。
これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)討論なしと認めます。
これより、議案第79号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(竹中秀夫君)全員賛成です。よって、議案第79号、平成21年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決しました。
ここで暫時休憩します。

休憩午後0時07分
再開午後0時08分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き、会議を再開します。
お詫びします。ただいま議題1件が提出されました。これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(竹中秀夫君)異議なしと認めます。
よって、議題1件を日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

◎議題第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(竹中秀夫君)追加日程第1議題第4号、事務検査に関する決議を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。6番、本田秀樹君。

(6番本田秀樹君登壇)

○6番(本田秀樹君)議題第4号、事務検査に関する決議。上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

平成21年10月23日

提出者愛荘町議会議員本田秀樹

賛成者愛荘町議会議員西澤久仁雄

賛成者同水野清文

賛成者同珠久清次

賛成者同森隆一

賛成者同河村善一

愛荘町議会議長竹中秀夫様

事務検査に関する決議

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記

1. 検査事項

(1) 住宅リフォーム促進事業補助金に関する事項

2. 検査方法

(1) 関係書類の提出を求める。

(2) 検査は地方自治法第110条及び委員会条例第5条の規定により委員7名で構成する住宅リフォーム促進事業補助金検査特別委員会を設置し、これに付託して行う。

3. 検査権限

本会は1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を特別委員会に委任する。

4. 検査期限

特別委員会は1に掲げる検査が終了するまで閉会中もなお検査を行うことができる。

理由といたしまして、平成21年5月14日第3回愛荘町議会臨時会で議決した緊急経済対策等の住宅リフォーム促進事業補助金の申請書類72件の中で不正が発覚した。申請書類を検査する必要があるため、住宅リフォーム促進事業補助金検査特別委員会を設置する。

慎重審議のほど議員各位のご賛同をお願いしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)これより質疑に入ります。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。まず、お尋ねしておきたいのは、検査方法の中身で、その2項において、「検査は地方自治法第110条および……委員は7名で構成する」というふうに書いています。7名を構成する一定の腹案があるのならお尋ねをしたいと思います。

○議長(竹中秀夫君)6番、本田秀樹君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。この委員7名ということは、先の全員協議会の中でも、議長と私(副議長)との間で、7名ということの、皆さん全員協議会の中でも語っていただいた数字であります。

また、委員につきましても、正副議長と、また議会運営協議会の委員さん2名と、ほかの所属していない議員さん3名ということで、7名で構成をさせていただきました。以上です。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。今の答弁でいきますと、ここでの提出者ならびに賛成者6名および議長がそこにかわるということで確認をしておきます。

当然、この住宅リフォーム助成制度は、職員といえども、その用件を満たした町民である。要するに、愛荘町に居住するものであれば受けられるという規定があります。ですから、職員といえどもその受注の権利を有しております。そのことは、もう提出者は十分理解はされていると思います。その中において問題が惹起したということあります。

私がお尋ねしたいのは、提出者ならびに賛成者にお尋ねをします。全員です。その決議を提出するに際して、この住宅リフォーム助成制度の執行において、その6名の皆さまは、今までどのような質疑をなされて、どのような問題点を把握されたのか。

ここに理由として、理由書が書いてあります。平成21年5月14日云々、この事業補助金の申請書類72件の中で不正が発覚。72件の中で不正が発覚したんです。ここの自らが提出している文書であるならば、これ以

上に1回うひり快適をしないアリはよくないといつ珪田は、それでいて提出者なりに質問者はおけうしたこと思います。なければ出せないと思います。中で不正が発覚したんです。この「中で」以外に何かがあったのかということです。私は皆さんにお尋ねします。

今言ったように、こうしたことを知り得た、あなた方は今までの会議の場所で質疑なりなされて、その問題が「この点が明らかになった、だからこの検査は必要だ」ということの答弁を必ずいたさたいと思います。それは6人の方です。

また、監査委員さんから、その報告を受けておられるのかどうかということもお尋ねをしておきます。当然、特別委員会の設置をするには目的があるわけですから、ここに住宅リフォーム促進事業補助金に関する事項という大きな網がかけてあります。しかし、下は、理由としては不正が発覚したということです。

目的はもう少ししっかりと、先の質問と同じになるわけですが、あなた方はそれぞれ何の目的でこの検査を実施しようとされているのか、提出者ならびに賛成者、ということに私はお答えをいただきたい。

先ほども、もうこれは言っておりますので避けますが、住宅リフォーム助成制度は、町職員と言えども受給権を持っています。それで、ならば、この住宅リフォーム助成制度が執行において不正が発覚した。そのため検査が必要だと言われるのは、今日までの経緯、正式名称ちょっと間違っているかもわかりません、徹査審査委員会でしたか、そこでの審査も、要するに不服ごと/orを思われるのかどうかを、これは提出者に答弁をいたさいておきます。

すなわち、すべてにおいて網をかけていくということは、その受給権利があった町民さん、また仕事を受注できる権利のあった愛荘町に本社を置く事業所、こういった人たちに対して、疑惑をもって検査をあたるということになります。こうした行為がいいのかどうかについても答弁をいただきます。

再度、同じことになるわけですが、検査権の行使の範囲はどこまでとされているのか。要するに、理由は「中で不正が発覚した」であります。ですから、検査権の行使の範囲について再度お尋ねを申し上げます。また、検査権を行使する場合において、議員必携の中にも書いてあるわけですが、個人の部分において、どのように保護をなされるつもりか、これについても答弁をいたさいておきます。この点についてはご存知だと思いますので、議員必携にも書いてありました。要するに、検査権の行使はこの7人の委員が個々に当事者に、要するに所管に向って書類をほしいと言っても出すことができないということになっていますから、あえてそれはないだろとは思いますが、念押しのために答弁をいたさいておきます。

提出者に答弁をいただきます。議会の検査権の行使と執行部の開示の関係について、どのようなご見識を持っておられるか、答弁をいただきます。以上、まず質問とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。答弁をさせていただきたいと思います。今ほど辰己議員からたくさん質問をいただきまして、漏れている部分がありましたら再度質疑を承りたいと、このように思っております。まず、愛荘町の町民でもこの権利を受けられるということは、私も議員であり、辰己議員もあれは町民のために受けられるということはご理解しております。しかしながら、順番というのですか、その中で72件の順番がどのような順番であったのか、差別になるかも? 差別ではないですけれども、職員さんはなるべくあとの方がよかったですのではないかと。補助を受けるならば、優先的に町民さんが受けたければどうだったかなという思いもありますし、また、申し込みに来られた方につきましても、もう打ち切りだということをお聞きしておりました。

また、どのような問題がそのリフォームの促進事業の時に質疑、また問題としたかということにつきましては、質疑は何もしておりません。

そして、72件の中でということを先ほどからお聞きしていますが、そういう事件があったのは72件のうちたまたま1件でしたが、今後、議会として、問題がなければ本当にいいことですが、もしかすれば、あれば、「また議会がなにしているんだ」という部分を考えながら、この検査権の発議を出しました。

それと、監査委員からの報告を受けているかということですが、監査委員さんからは報告ということは受けおりません。受けてることは、ただ定例監査の時にも「何も報告はなかった」と、「このような不正があ

つて、この件は必ずしも不正といふことはないと思います。

そして、何の目的で提出されたのかということだったと思いますが、何の目的かは住民がこのような不信感、72件のうちにこのような事件があったと、その中で、もしかしたらまだあるんではないかというような住民さんもおられます。なければいいんですけども、そのようなことを我々議員がやはり調査しながら、執行部に対してもう一度襟を正していただきたいと、このように思って、この検査権を発議いたしました。

また、調査委員会、懲罰委員会の処分なんですか、言葉がちょっと間違ったらすみませんが、処分は不服でないのかという質疑もありましたが、それに対しては、不服ではありません。それはこの件じゃなく、その処分につきましては当時の担当の方の処分ですので、そこまで、処分については、我々は何もいふことはありません。できたことは事実ですので、その処分に不服はありません。

そして、また検査の中身はどこまでされるのかということで、72件の提出された当初の申し込みの要綱から始まりまして、またその書類に見積書または領収書、工事写真等があれば提出をお願いしたいと思っております。そして、この議決が通れば、今後、検査権を使いながら、このような体制、どのような事務的な手続きをしたのか、また、どこまで担当課長の権限があったのかということまで、今後調べていきたいと思います。

また、最後になると思いますが、執行部に対してどのように考えておられるのかという質疑があったと思います。やはり、今までいろいろと我々議員がこのような、議員個人には検査権がありますが、なかなか、書類を出してくださいと担当課まで行くと、ある程度の部分は出していくだけですが、なかなか、込み入った中の難しい書類に対しては提出が難しいということは日々感じております。

このように、議員に与えられたこの検査権を使いながら、二度とこのような不正がないように、我々議員も、この特別委員会の議員もがんばっていきたいと思いまして、この事務検査に関する決議を提出をいたしました。以上で答弁とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)14番、水野君。

○14番(水野清文君)賛成者全員に答弁ということでござりますので、大方、本田君が答えてくれて間違いませんけれども、やはり72件に1件でも疑惑が出たということは大変重々しい、このことは住民に対しても我々の責任もあるのかなという思いをしております。

今後、この検査権を報告させていただきたいと、深く入っていくことは実施できませんけれども、書類上の再検査をさせていただけますと、そういうことで、なければ私は大変うれしいと思っております。そういう意味で、今回この検査権を発行させていただいたという経緯でございます。以上です。

○議長(竹中秀夫君)4番、西澤君。

○4番(西澤久仁雄君)4番、西澤久仁雄です。賛成者全員にというお言葉がありましたので、私が感じたことを述べさせていただきます。

今も申されましたように、72件中1件が不正があった、もうあとなければ幸いでございます。しかし、8月の17日ですか、この制度を打ち切られたということで、73番目から申請に来てもベケされたと。そして私の村にも多々あるんですけども、見積書をとって準備をしていたのに、というようなことが聞かされました。それで万が一、万が一もし不正の方がおられたら繰り上がりができるんじゃないかと、それで言われました71件の個人的な部分もあります。しかし、その73番目から思っておられた方々の思いを寄せれば、やはりこれはしっかりと調べなあかんのと違うかなと思い、名前を連ねていただいたというようなことでございます。

○議長(竹中秀夫君)3番、珠久清次君。

○3番(珠久清次君)この業務に対する補助申請の権利と言いますか、これは町民全体にあるということでございます。この補助制度につきましては、1つの限定と言いますか、72人目で予算がいっぱいになったという、1つの限定の予算の予算要望です。ただいま西澤議員もおっしゃったように、73番目の方が一応そこで切られた。その方にもやはり補助金を要求する権限はあったんだけれども、1つの限定ということで切られたと。

そうしたところ、この72人の中でこうした不正事件が起きたということについては、やはり町民の公平性からいって、やはりこの辺をやはりしっかり確立して、町民に納得していただけるような対応をすべきだということです。今までも、たとえば、アーバンマネジメント、スマートアーバン、キオ

い、ハセレハセヒタヌニヒシハシハシハシ。

○議長(竹中秀夫君)5番、河村善一君。

○5番(河村善一君)質問されましたので、問い合わせがありましたので、自分の意見を述べさせていただきたいと思います。

住宅リフォーム促進事業補助金については、僕は非常にいい事業だったんだろうと、これは思っております。それで、我々自身が知り得たのは、9月30日に不正ということがわかり、報道があり、臨時の会議があって、初めて知ったというのは現状でございまして、それ以降、さあ何を質問するかということになると、なかなか立場としては知り得なかった。今回が初めて全員協議会の中で特別委員の委員として選ばれましたので、そういう立場ではっきりと検証したいと思いますし、いろいろほかの議員もおっしゃっていましたように、本当に不正がなければ一番良かったことであるだろうと思っております。そういう立場での委員として、賛成者として検証していきたいと思っています。以上です。

○議長(竹中秀夫君)9番、森君。

○9番(森隆一君)9番、森でございます。たいたいは提出者の本田君が言ったとおりでありますと、もし私が言わなかつた点がありましたら、本田議員と同じ意見でありますので、よろしく頼みます。

その中で、72件の中での、その職員の権利ということもおっしゃった、それは当然権利があると思ひます。しかし、町職員としての常識とかモラルという範囲から考えた時には、やはり後発でいいんじゃないかという思いがいたしております。

それと、じゃあ、何の目的でということになりますと、今後もこういうことが一切生じないような目的ということが成り立っていくと思いますので、その中で、個人保護は当然であると思っております。やっぱりいかなる人の場合でも、個人保護法というものがあるうちは、絶対その保護は守っていかなければいけない。

そして、検査権というほどの行使については、議会全体がやはり議会としての検査権というものを、こういう不正が生じた時に、より有意義に活用していくことも、やっぱりこの検査権という権利を与えられている議会としての当然の義務だと思いますので、そのほかのこと、もし欠けていること多々あるかもわかりませんが、そのことは本田君が言われたとおりでありますと、以上でございます。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。当然、今最後に森議員が言られたように、議員の検査権、これは、私は当然行使すべき時は行使されたらいいと、それに対してはなんの異論もないわけです。

ただ今回、今、提出者ならびに賛成者の答弁、それぞれ伺いました。しかし、基調が非常に問題であります。皆さん、異口同音と言っていいほど、調べた結果、問題がなければよいではないか、そうした次元で特別委員会が設置されていいのかどうか、このことは問われると思います。

しかも、なければよいではないかではなく、今ここに皆さんも、言葉の中に言われています。また、理由の中に書いてあります。72件の中で不正が発覚した。しかも、その発覚した事案が、残念ながら職員さんによってもたらされたということが重大な問題であって、そのことからして、あの71件が、すべて疑惑がある、疑念が持たれる、こうしたことが非常に問題であるということです。

要するに、皆さんが言ったのは、72件の中で1件の問題が起きたということ。じゃあ、72件の中で1件の問題が起こっている、この1件の問題は、もっと調べなければならないという意味で、この特別委員会設置するのかしないのか。あなた方の答弁はすべて1件の問題が起きたから、すべて職員が関わっているのかどうかと、それはわかりませんよ。でも、1件のことをとらえて、あの71件を全部調べなければならない。調べた結果、何も出てこない。それでよいではないか。

そんな検査なら、じゃあ、愛荘町で今起こっている補助金、すべてこんなことで検査権が発動できるということの道をつくってしまうことになります。これは由々しいことですよ。要するに、目的がしっかりとされていない。6の方の答弁を聞いてみると、72件のうちの1件は、問題が起きたことははっきりされています。では、あの71件について何が問題なっているのかということが誰一人語れていない。

では、先もって言いました東部公園用地に農地、水稻耕作というか、そういうことがなされていることは問題にならないのかどうか。それは交付金としての性格上、どうであるのか。そういうことまで検査しなければなら

なくなる。確かに、平成初年度に近い年号だったと思います。議会決議をしているんです。旧の愛知川町で、町が黙認追認の中で、稻作耕作が行われている、それに対して議会決議を行っているんです。町は農地として持てないから、それはけしからんという、再犯防止のことをやりました。

では、そういう問題まで調べなければならなくなってしまいますよ。いつも私が問題にしているまちづくり活動補助金、これが適正に使われているのかどうか調べなければならない。この皆さんの論法でいけば、そういう検査をしなければならないと思います。それを認めるんですか。

72人が受けられた。これは予算執行上、私も一般質問で取り上げましたよ、継続してくれと。だから、こんな問題が起こっているとは何も知らず、継続が何とかならんのかということは、皆さんもご存知のように、しましたよ。今、73人目の方が申し込まれているんですから。だから、何もそれ自体の垣根をつくるんじゃ、それ予算上のやむを得ない、一旦火が落ちてしまったものを途中で上げることは、より73番目の方から不公平が起こるので、致し方なく断念するという答弁でした。確かに、そこで1つの線が引かれたことは事実ですが、それは予算上の措置として行われた、やむを得ない、私もそれはやむを得ないということで認識しております。

ただ、その中の1件が問題を起こした。しかもそれが、本来、住民に奉仕する側の人が起こした。ここに大きな問題があるんですよ。71件に問題があるやなしとかではないんです。このこと自体が大きな問題になるんです。針小棒大という言葉がありますが、これがもし何もなければ針小棒大な対応になってしまって、しかも、よりいろいろなもので検査権の発動になってくる。議会がこんなことを乱用したら大変なことになる。

だから、私は議会の総意で、こういう特別委員会は議員全員が賛成の元で、前へ一歩進めるべきだ。そのための準備をしっかりしたうえでやるべきことであって、それをなしに、しかも答弁を聞いていても、まともに質問をしたという答弁は1つもない。何が問題なのかということは、聞いた答弁が1つもない。そんな不十分な中で、なぜこの特別委員の設置が必要になってきたのか、私には全然理解ができない。

もっともっと、監査委員さんから「もう一度調べてくれないか」、「どうしても公表できない」という、いろいろな経緯があってこそ、はじめてこの段階に進むんだろうと思います。検査権を発動して、監査委員からの報告を求めたり、やったらしいと思うのです。私はその手順上、非常に問題があると思います。まあ、そんないろいろな縷々言っています。

しかし、今言いましたように、提案者ならびに賛成者の言葉からは、いったい何を目的に、この特別委員会を設置すること、これが明確になっていないということが明らかになったと思いますし、提出者から再度その点で答弁をいただいておきます。また、この議会の検査権の本旨が、今言いましたような、そうした問題まで検査をしなければならなくなるという、そういうふうに発展するものだとお考えにならないのかどうか、答弁をいただきます。

また、この検査権の行使にあたって、提出者は、正副議長がこの委員会に参画すると答弁されました。本来、正副議長は議会の中立的役割、特にこうした特別委員会は、より一層、正副議長は議会の中立的立場で、本当にこの必要性がどうであるのか、そうしたことまで見極めていかなければならない立場の者です。ましてや、議長名において、この検査権を行使するにおいて、執行部にその提出を求める場合は、議長名において行うこと。その議長名で行うべき議長がこの委員会に入っているという、こんな構成自体は、ものすごく見識のなさを露呈している。すべて議長においてこの行使をするのであって、委員会のメンバーで、構成メンバー全員の総意でやる話ではないんですよ。

だから、議員必携を私はあえて言ったんです。議員必携には個々に提示を求められても、拒否することができるという、こういうのがうたわれているんです。これは議長名をもってやれということを言っているんです。その議長名、しかも正副議長がそれにいる。議長に何らかの事故があった場合は、副議長がその代役をする。その役割があるにも関わらず、しかも正副議長がこの委員会に入っているなんていうのはけしからん、この上ない。そもそも提出者、あなたは副議長ですよ。そうした冷静さを欠いた特別委員会を設置しているのかどうか、私はそのことを、あなたの見識をお尋ねしたい。

○議長(竹中秀夫君) 6番、本田君。

○6番(本田秀樹君)6番、本田秀樹。辰己議員の質疑に答えさせていただきます。

今ほど縷々補助金の問題等も聞きましたし、東部公園の問題等までもお聞きいたしました。そして、なぜこのような検査権をするのかということだと思います。また、先ほどから、最後に「けしからん」という言葉もいただきましたが、私たちは、私の思いは、この検査権は、今回は職員さんが懲戒免職になったという部分ですね。今までいろいろなものがありましたけれども、その部分に対して不正があったと、1つ間違えればこれ事件です。それを二度とこういうことはしてはいけないと思い、行政に対して、また理事者側に対して、このような不正なことを二度と行わないようにしていきたいと、このように思い、検査権を発動させていただいております。先ほどから、正副議長がこの特別委員会に入っているのはおかしいんじゃないかというようなお言葉もいたたいておりますが、正副は、議会の中では委員会に入ってありますが、中立な立場で、この委員会の中でご意見も聞きながら、また全員協議会の中でも、また報告、そして、これは付託とかあれば議場の中でも報告を私がしていきたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

いろいろと、正副の問題、この特別委員会に入っていることを指摘されておりますが、その中でもやはり正副の言葉を、この委員会の中でも伝えながらいきたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長(竹中秀夫君)14番、水野君。

○14番(水野清文君)今、辰己議員からいろいろと何か飛躍した、拡大した話をされています。我々が軽率にこの委員会を立ち上げたような話をされる。我々も十分その流れに、また全員協議会の中でも委員会を立ち上げる話もさせていただきましたし、7名の議員を選んだ時にも、しっかりとその中で議論をさせていただき、何もそのような言われる必要もないと私は思っておりますし、今後、これがなかったら私たちは大変うれしいと思っているんですよ。

そこで、辰己議員に聞きます。もし仮にあった場合、あなたどういうふうにとられますか。いろいろ意見を言われるところですが、仮にあった場合、大変なことですよ、これは。そうした中であまり飛躍した、過去の話まで、ただこの中に72件の1件がたまたま担当課長がリフォームの補助金を不正したということですよ。そのほかにないのかあるのかということの再確認を我々はさせていただこうということの認識をもって、この検査権を発行させていただいんですよ。なければ私たちが一番うれしいでしょう。あることを前提として私はこれを立ち上げたわけではありませんし何か、いかにも、その検査権を発行したことを逆にして云々言われるというのは大概心外ですよ、私は。以上。

○議長(竹中秀夫君)1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。とりあえず、質問に対してもお答えします。空想論の答弁をする気はございません。

ただ、私が言いたいのは、飛躍したとか言われましたが、手順をしっかりと踏めばいいではないかと、その段階において議員全員が検査権の発動をする時期がくれば、すればいいということを、私は全協の場所でも言いました。この時期、今、拙速だと言いました。

というのは、今この答弁を聞いても、どこにその目的が明らかになりましたか。72件の中に1件の問題が起きたということが明らかになったんです。71件については何も言っていないじゃないですか。それは疑わしきという理念をもってかかるということを言っているんです。

私がそれを指摘していることは何が飛躍しているのか。しかも、15日の全員協議会で、この委員会設置を提案した、十分に協議した。十分に協議したなんていうようなことを言えるのは、委員会を設置したい、委員構成はどうのこうの、そして、最終的にはします。私は拙速だと言っているし、しかも、ある議員さんにおいては、懲戒審査委員会が全部調べあげたうえでの、そうした結論が出ているはずだからという、少し注意喚起をするような発言もありました。

だから、私は最初に提出者に、要するに懲戒審査委員会のその審査を不服とされるんですかということをお尋ねしたのであって、だから私は今回の特別委員会が飛躍したという言い方で批判されていると、私自身は全く手順が十分でないから、もっともっと議会としていろいろな問題を明らかにさせたうえで、そのうえで検査

権を発動すべきかどうかを判断したらいいということを一貫して私は言っています。何も飛躍もしていないし、あなた方が拙速に動こうとしているだけであるというふうに言って、答弁に代えさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)ここで暫時休憩します。

休憩午後0時49分

再開午後0時54分

○議長(竹中秀夫君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより討論に入ります。1番、辰己君。

○1番(辰己保君)1番、辰己。議員調査特別委員会の設置、正式名称は、申し訳ございません、事務検査に関する決議について反対いたします。

この決議は、住宅リフォーム促進事業補助金検査特別委員会を設置する決議であります。私は、まずこの議会の検査権の行使そのものについては、議会に与えられた行使であり、当然、執行機関をチェックするという機能として発揮するという点については、何らやぶさかではないわけです。

しかし、特別委員会を設置するということにおいては、当然それなりの重み、しっかりと目的、それを持たなければならないということを強く強調しておきます。ただ、今の決議に対する私の質疑に対しての答弁で、疑惑と疑問、推測したものにおいて、特別委員会を設置するということが伺えたわけですから、私はその上において、特別委員会の設置は断じて認知も許容もできないと。

そればかりか、検査権の行使にあたっては、議長によって行うものであるにもかかわらず、正副議長が特別委員会の構成員になっていること自体、特別委員会の設置における特別な問題意識があると、特別意識を持った委員会設置であるという、その認識のなさを私は指摘しなければならない。すなわち、それは特別委員会の設置の根拠そのものを薄めてしまうということになるからです。

あえて、執行部にも申し上げておきます。私はそのことを全面的に肯定する立場で言うわけではありませんが、十分留意事項としてやっていただきたいということで、あえてこのことを討論の中でも入れさせていただきます。

検査権の対象事務に関して、当然その運用がされています。要するに、当該検査に際して開示をすることにより、個人の秘密を害することとなる事項に関する事務、こうしたこと、また、当然これは関係ないと思いますが、国の安全を変える恐れがある事項に関する事務、こうしたことに対しては、この対象としないという、その方が適当であるということも言われています。そして、当然そのことから起る、今、開示の留意事項が示されています。要するに、関係法令、個別法の事務に関する書類で、個人を特定できるもの等は、当該事項に関する書類に該当すると考えられるというふうに押されているところもあります。

検査権の行使については、当然、本検査権の行使にあたっては、議会はその行使の範囲、方法等について議決をしなければならない。私はこの点についても疑義を申し上げてあります。要するに、範囲があまりにもしっかりと目的化されていないということを指摘しているところです。で、そうしたことを執行部にも留意をしていただきて、また万が一、執行部が個人情報を開示したとしても、特別委員会はその事案の調査権を持っていません。よって、住宅リフォーム助成制度の適用を受託した事案について、何らかのお尋ね等の行為が第三者によって行われたとしても、委員の守秘義務違反に連打することを注意喚起しておきます。

いずれにしても、住宅リフォーム助成制度などの事案が問題なのかを明確にしないばかりか、適用事案すべてを検査対象とすることは、町民を疑ってかかる、この上ない見識である。この行為は、経済対策の一環として政策実施され、町民の大きな関心を呼んだ住宅リフォーム助成制度を大きく歪めるためにしか作用しないと考えます。

今一度、このような形で特別委員会を設置するならば、残念ながら、愛荘町が行っている補助金・交付金についても、要するに、疑念あれば検査権の発動ということの道をつけてしまう、こうした行為になると私は考えています。すなわち、こうしたことになるわけですから、非常に注意した行動が求められます。議会の良識を、やはり十分に議論を、手順をしっかりと踏んだうえでの行動が必要ではなかったのか。このことも訴えて

おきます。

いずれにしても、こうしたことを軽々にやってしまうと、議会そのものが私たち町民から問われてくるということになることを訴えて、決議の反対討論とさせていただきます。

○議長(竹中秀夫君)ほかに討論ありませんか。8番、久保田君。

○8番(久保田九右衛門君)住宅リフォーム促進事業の補助金の、この検査権に関する議決に賛成の討論を行います。

先の議会で補助金の予算を認めました。そういった中で、職員の中から不正が生じたと、こういったことにおいて、議会としてもやはり予算を認めたうえで、非常に責任を感じております。そういったことを、町民の一般の方に議会としての責任ということからおいて、検査権の行使をするということにおいて、私は非常に誇りを持っております。そういったことで、この事案に対して賛成をしたものでございます。以上です。

○議長(竹中秀夫君)これで討論を終わります。

これより、議提第4号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長(竹中秀夫君)賛成多数です。よって、議提第4号、事務検査に関する決議は、原案のとおり可決しました。

◎閉会の宣告

○議長(竹中秀夫君)以上をもって、本日の日程は終了しましたから、会議を閉じます。

これをもって、平成21年第6回愛荘町議会臨時会を閉会いたします。大変皆さんご苦労さまでございました。